

総合支援資金特例貸付の再貸付の実施について

岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班
令和3年4月1日

今般、厚生労働省より緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付が終了された世帯を対象に、貸付期間を最大3か月（最大60万円）とした総合支援資金特例貸付の再貸付を実施する取扱いについて通知がありました。

これを受けまして本会では、総合支援資金特例貸付の再貸付を以下の要件により、実施することといたしましたので、お知らせいたします。

対象となる借受人の方（世帯）へは、再貸付の案内文書（申請書類含む）を本会より、順次郵送させていただきますので、案内文書が到着後にお申込みください。

なお、お申込みについてお急ぎの世帯については、お手数ですが、本会ホームページより申請書類をダウンロードし申込みいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、本会より通知するタイミングでは対象要件に合致しておらず、通知していない場合もありますので、ご了承ください。

※本会で借入後、県外に転出されている世帯は、本会での再貸付は対象になりません。

※総合支援資金特例貸付のみ貸付終了の世帯、または緊急小口資金特例貸付のみ貸付終了の世帯は、再貸付の対象なりません。

再貸付の対象及び要件（以下の2つの要件全てを満たすこと）

- ①令和3年6月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付（延長貸付含む）が終了している世帯
- ②再貸付の申込以前に、お住いの自立相談支援機関からの支援を受ける世帯※

※自立相談支援機関の支援を受けることについては、現在の状況について確認いたしますので、申請書類の1つである「総合支援資金特例貸付 再貸付にかかる状況確認シート」を提出いただきます。

※令和3年4月以降に、初めて緊急小口資金及び総合支援資金特例貸付をお申込みされる場合は、再貸付の対象とはなりません。

再貸付の申込受付期間

令和3年2月19日（金）～6月30日（水）締切 ※消印有効

※期限を超えての申請はできませんので、必ず期間内にお申し込みください。

再貸付の貸付上限額（貸付金は、最大3か月・更なる貸付はなし）

- 貸付上限額：単身（1人）世帯の場合 15万円以内／月×3月以内
- 複数人（2人以上）世帯の場合 20万円以内／月×3月以内

再貸付の据置期間、償還期限、保証人、貸付利子

- 据置期間：3年以内
- 償還期限：10年以内
- 保証人：不要

○貸付利子：無利子 ※ただし、償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

申込は、お住いの市町村社会福祉協議会に、郵送にてお申込みください。

----- 【総合支援資金特例貸付の再貸付Q & A】 -----

Q 1. 緊急小口資金特例貸付を借り受けておらず、総合支援資金特例貸付のみ借り受けているが、再貸付の対象となるか。

A 1. 再貸付の対象となりません。緊急小口資金特例貸付をご検討ください。再貸付は、緊急小口資金及び総合支援資金特例貸付が終了した後の追加支援となります。

Q 2. 緊急小口資金特例貸付を借り受け、その後、総合支援資金特例貸付（初回）を3ヶ月間借り受け、送金は終了しているが、総合支援資金特例貸付の延長（4～6月目）は借り受けていない場合も再貸付の対象となるか。

A 2. 延長貸付の申請受付期限が過ぎている場合は、再貸付の対象となります。総合支援資金特例貸付（初回）が3ヶ月以内の方（世帯）も対象となります。

Q 3. 緊急小口資金特例貸付を借り受け、その後、総合支援資金特例貸付（初回）を借り受け、総合支援資金特例貸付の3ヶ月目の送金が、令和3年3月の予定だが、対象となるか。

A 3. 再貸付の対象となりません。総合支援資金特例貸付の延長貸付の対象となりますので、本会から延長貸付の実施に伴う通知をいたしますので、そちらを確認いただき、希望される方（世帯）は、申請してください。ただし、延長貸付の申込期日が過ぎてしまった場合は、再貸付の対象となります。

Q 4. 緊急小口資金特例貸付を借り受け、その後、総合支援資金特例貸付を延長まで含めて計6ヶ月間分借り受け、6ヶ月目の送金が令和3年3月の予定だが、対象となるか。

A 4. 再貸付の対象となります。

Q 5. 緊急小口支援資金特例貸付を借り受け、その後、総合支援資金特例貸付を延長まで含めて計6ヶ月間分借り受け、6ヶ月目の送金が令和3年4月以降の予定だが、対象となるか。

A 5. 再貸付の対象となります（令和3年6月末までの間に、緊急小口資金特例貸付及び総合支援資金特例貸付が終了した世帯が要件のため）。また、総合支援資金特例貸付の延長貸付において3ヶ月未満の貸付希望により決定され貸付が終了されている場合、貸付終了が令和3年6月であれば、上限である3ヶ月まで増額する対応となりますのでご相談ください。
(例：延長貸付を2ヶ月希望：5月・6月のみ ⇒ 5月・6月+7月を貸付)

Q 6. 世帯で緊急小口資金特例貸付と総合支援資金特例貸付の借受人が異なるのだが、世帯として令和3年6月末までの間に、貸付が終了している場合、再貸付は可能か。

A 6. 再貸付は可能です。ただし、本会からの通知は、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の借受人が同じ場合のみ通知しておりますので、本会ホームページから申請書類をダウンロードいただき、お申込みください。

Q 7. 緊急小口支援資金特例貸付を借り受け、その後、総合支援資金特例貸付（初回）を借り受けもしくは延長貸付を借り受けた後、岡山県外に転居しているのだが、再貸付はどこに申し込めば良いのか。

A 7. 転居後の、現在お住いの都道府県にある社会福祉協議会が申込先になりますので、事前に、現在お住いの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

令和3年4月12日

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付が終了している皆様へ

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
福祉支援部 生活支援班

総合支援資金特例貸付の再貸付の実施について

今般、厚生労働省より緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付が終了された世帯を対象に、貸付期間を最大3か月（最大60万円）とした総合支援資金の再貸付を実施する取扱いについて通知がありました。

これを受けまして本会では、総合支援資金特例貸付の再貸付を下記・別紙の通り実施することといたしましたので、当通知内容、記入例等をご確認いただき、ご希望の方は、お住いの市町村社会福祉協議会（別紙「生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）特例貸付に関する相談窓口及び書類郵送先一覧」にてご確認ください）へ申し込みしてください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送にて申請いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1. 再貸付の対象及び要件（以下の2つの要件全てを満たすこと）

- ①令和3年6月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付が終了した世帯
- ②再貸付の申込前に、お住いの自立相談支援機関からの支援を受ける世帯※

※自立相談支援機関の支援を受けることについては、現在の状況について確認いたしますので、記5③「(様式3) 総合支援資金特例貸付 再貸付にかかる状況確認シート」の提出をお願いいたします。

2. 再貸付の申請受付締切日 **令和3年6月30日（水）締切** ※消印有効

※期限を超えての申請はできませんので、必ず期限内にお申し込みください。

3. 再貸付の申請可能回数及び貸付期間、貸付上限額

- 再貸付の申請は1回限り、貸付期間は最大3か月まで
- 貸付上限額：単身（一人）世帯 — 15万円以内／月×3月以内
- 複数人（二人以上）世帯 — 20万円以内／月×3月以内

4. 再貸付の据置期間、償還期限、保証人、貸付利子

- 据置期間：3年以内 ○償還期限：10年以内 ○保証人：不要
- 貸付利子：無利子 ※ただし、償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

5. 再貸付の申請書類（以下3点、本会所定の様式1～3）

- ①（様式1）総合支援資金特例貸付（再貸付）申込書
- ②（様式2）総合支援資金特例貸付借用書（再貸付）
- ③（様式3）総合支援資金特例貸付 再貸付にかかる状況確認シート

6. 再貸付の申請から貸付金送金までの手続きの流れ

- ①再貸付希望者から市町村社会福祉協議会への申し込み（※原則、郵送）

本会所定の「(様式1) 申込書」、「(様式2) 借用書」、「(様式3) 状況確認シート」を作成し、お住いの市町村社会福祉協議会へ、できる限り簡易書留など追跡可能な方法でご送付ください。

【ご注意事項】

※申請書類の送付先は、別紙「生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）特例貸付に関する相談窓口及び書類郵送先一覧」でご確認ください。

※本会（岡山県社会福祉協議会）へ、直接、申請書類を送付された場合は、審査ができません。申請書類は一旦、申請者様へ返送させていただくことになり、送金処理が遅れてしましますので、必ず、お住いの市町村社会福祉協議会へ郵送いただきますよう、お願ひいたします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申し込みをお願いいたします。

②市町村社会福祉協議会は、申請書類の確認（本人への確認含む）等を行い受理し、本会（岡山県社会福祉協議会）へ郵送するとともに、自立相談支援機関（別紙「相談窓口：お住まいの市町村の自立相談支援機関」を確認ください。）へ「（様式3）状況確認シート」を提供します。

【ご注意事項】

※状況確認シート提供後、状況確認のため、自立相談支援機関から直接ご連絡させていただく場合があります。また、状況確認シートの「自立相談支援機関に相談したいこと」の選択項目において、「生活保護のこと」「求職者支援訓練のこと」のいずれかに☑がある場合は、自立相談支援機関から相談内容についての状況確認をさせていただき、その結果をもとに、再貸付の審査を行いますので、ご了承の程、お願いいたします。（送金処理に遅れが発生することについて、ご留意願います。）

③本会は、市町村社会福祉協議会から届いた申請書類等により審査の上、貸付決定・送金処理を行います。

④審査の結果、不承認の場合は速やかに通知いたしますが、貸付が決定された場合は、送金処理を進め、1月目送金後に交付通知書を送付予定です。

⑤再貸付における1月目の送金日は、お住いの市町村社会福祉協議会に申請書類が到着してから、3週間から、受付状況によっては1か月程度お時間をいただいておりますのでご了承いただきますよう、お願ひいたします。

なお、送金は既に本会にご指定されている金融機関口座へ振込みますが、口座変更を希望される場合は、振込口座（金融機関名、支店名、口座番号、名義人等）がわかる通帳のコピー等に変更希望であることを記入の上、申請書類と一緒に送付ください。

貸付金1月目送金日（であった場合）	2月目送金予定日	3月目送金予定日
令和3年 4/23（金）まで	4/30（金）	6/1（火）
令和3年 4/26（月）～5/25（火）	6/1（火）	7/1（木）
令和3年 5/26（水）～6/25（金）	7/1（木）	8/2（月）
令和3年 6/26（月）～	8/2（月）	9/1（水）

同封資料

- 生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）特例貸付に関する相談窓口及び書類郵送先一覧
- （様式1）総合支援資金特例貸付（再貸付）申込書
- （様式2）総合支援資金特例貸付 借用書（再貸付）
- （様式3）総合支援資金特例貸付 再貸付にかかる状況確認シート
- 記入例（総合支援資金特例貸付 再貸付申請書類）
- 岡山県福祉人材センターチラシ
- お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内（自立相談支援機関窓口）
- 住居確保給付金のご案内

[お問合せ先] 岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班

TEL：086-226-3544（9:00-17:00） FAX：086-225-6602

総合支援資金特例貸付(再貸付)申込書

郵送受付

受付番号		受付	受付社協	社協
貸付コード			市町村社協受付日	令和 年 月 日
			岡山県社協受付日	令和 年 月 日
フリガナ		電話番号（固定）		
氏名		携帯電話番号		
フリガナ				
住所	〒			
現在の貸付状況	総合支援資金特例貸付（初回）の借入 月～月 借入期間：か月 総合支援資金特例貸付（延長貸付）の借入 <input type="checkbox"/> 有 月～月 借入期間：か月 / <input type="checkbox"/> 無			

岡山県社会福祉協議会会长 殿

私は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっており、そのため緊急小口資金特例貸付及び総合支援資金特例貸付の再貸付を、下記事項について確認し、同意した上で、申し込みます。

- 私及び私の世帯は、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の借入が終了しています。
- 貸付け後は、早期自立に努めます。
- 私は現在、生活保護を受給していません。
- 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
- 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
- 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。
- 私は、貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計相談支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
- 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕
- 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

令和 年 月 日 借入申込者

(様式2)

総合支援資金特例貸付 借用書（再貸付）

借用金額 (借入総額)	[REDACTED] 万円	※借用金額は、借入月額と借入期間を乗じた額（借入総額）になります。	
借入月額	[REDACTED] 万円	借入期間	[REDACTED] か月
※岡山県社協記入欄	令和_____年_____月から令和_____年_____月まで		

総合支援資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

については、本借用書および初回貸付時に署名した重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和_____年_____月_____日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会会长 殿
(借受人)

住 所	[REDACTED]
氏 名 (自 署)	[REDACTED]
生年月日	大正_____年_____月_____日生 昭和_____年_____月_____日生 平成_____年_____月_____日生

【借入要項】

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	_____か月（最大12か月）
	償還期間	_____か月（最大120か月）
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	受付番号	
				市区町村社協	

総合支援資金特例貸付 再貸付にかかる状況確認シート

記入日 年 月 日	令和 年 月 日	フリガナ 氏名	生年 月日	<input type="checkbox"/> 大正 年 月 日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 歳
住所				
電話	自宅		携帯	
E-mail				
現在の 貸付状況	<input type="checkbox"/> 緊急小口資金特例貸付 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 総合支援資金特例貸付 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 総合支援資金特例貸付<延長> (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		■借受金額総額 緊急小口資金 _____ 円 総合支援資金 _____ 円	
■前回の申請時以降の変化の有無				
同居者の 状況	<input type="checkbox"/> 変化あり <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 該当なし	住まいの 状況	<input type="checkbox"/> 変化あり <input type="checkbox"/> 変化なし	<input type="checkbox"/> 子どもの 状況 <input type="checkbox"/> 変化あり <input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 該当なし
具体的な 内容				
現在の健 康状態	<input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 良くない/通院している <input type="checkbox"/> 良くないが通院していない	具体的な内容 [] → []		
収入減少 前の状況	月額所得 (月額 約 円)	減収の 理由		
現在の収 入の状況	※申請月(月)の見込 月額所得 (月額 約 円)	滞納 生活福祉資金の 借入以外の債務	<input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし	<input type="checkbox"/> 債務あり <input type="checkbox"/> 債務なし
就労 状況	■前回申請時以降の変化の有無 <input type="checkbox"/> 変化あり <input type="checkbox"/> 変化なし	現在の 職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社役員 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 専業主婦 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他 業種名、職種名()	
	■現在の状況 <input type="checkbox"/> 就労している(自営業、個人事業主含む) <input type="checkbox"/> 就労しているが、休業中 <input type="checkbox"/> 就労しているが、転職先を探したい もしくは探している <input type="checkbox"/> 今後、就労予定(就労先決定済み) <input type="checkbox"/> 仕事を探したい/探している(現在無職) <input type="checkbox"/> (仕事を探していない)	雇用形態 貸付終了後 の収入の見 通し	<input type="checkbox"/> 正規職員(正社員 <input type="checkbox"/> 非正規(パート・アルバイト)職員 <input type="checkbox"/> 非正規非常勤職! <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 収入の予定あり 具体的な内容 <input type="checkbox"/> 収入の予定なし	
自立相談 支援機関 に相談した いこと	<input type="checkbox"/> 生活保護のこと <input type="checkbox"/> 病気や健康、障害のこと <input type="checkbox"/> 家賃やローンの支払いのこと <input type="checkbox"/> 仕事探し、就職について <input type="checkbox"/> 家族との関係について <input type="checkbox"/> ひきこもり・不登校 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 求職者支援訓練のこと <input type="checkbox"/> 住まいについて <input type="checkbox"/> 税金や公共料金等の支払いについて <input type="checkbox"/> 仕事上の不安やトラブル <input type="checkbox"/> 子育てのこと <input type="checkbox"/> DV・虐待	<input type="checkbox"/> 収入・生活費のこと <input type="checkbox"/> 債務について <input type="checkbox"/> 地域との関係について <input type="checkbox"/> 介護のこと <input type="checkbox"/> 食べるものがない	
	具体的な 内容			
各自立相談支援機関が規程する「個人情報保護に関する管理・取扱規程」に基づいて、相談支援の検討、実施等にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意の上、自立相談支援機関の利用を申し込みます。 年 月 日 本人署名				
自立相談支援機関記入欄	<input type="checkbox"/> 支援決定・継続 ⇒ 社会福祉協議会への連絡 <input type="checkbox"/> 福祉事務所への連絡(生活保護等) <input type="checkbox"/> ハローワークへの連絡(求職者支援訓練等) <input type="checkbox"/> その他() 今後の対応方針、モニタリング予定			

生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）特例貸付に関する相談窓口及び書類郵送先一覧

申請書類等を送付される先は、下記の市町村社会福祉協議会へご連絡ください。宛名：〇〇社会福祉協議会 生活福祉資金特例貸付担当者宛

No	市町	社協名	郵便番号	住所1	住所2	電話番号
1	岡山市	岡山市社会福祉協議会	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1	岡山市保健福祉会館内	070-4442-5980 070-3996-1950
		倉敷市社会福祉協議会	710-0834	倉敷市笠沖180	くらしき健康福祉プラザ内	086-434-3301
		倉敷市社会福祉協議会 水島事務所	712-8062	倉敷市水島北幸町1-1	水島支所内	086-446-1900
		倉敷市社会福祉協議会 児島事務所	711-0912	倉敷市児島小川町3681-3	児島支所内	086-473-1128
		倉敷市社会福祉協議会 玉島事務所	713-8121	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1	玉島支所内	086-522-8137
		倉敷市社会福祉協議会 真備事務所	710-1301	倉敷市真備町箭田1161-1	真備保健福祉会館内	086-698-4883
3	津山市	津山市社会福祉協議会	708-0004	津山市山北520	津山市総合福祉会館内	0868-23-5130
4	玉野市	玉野市社会福祉協議会	706-0001	玉野市田井5-22-1	玉野総合福祉センター内	0863-31-5601
5	笠岡市	笠岡市社会福祉協議会	714-0098	笠岡市十一番町15	老人福祉センター内	0865-52-3507
6	井原市	井原市社会福祉協議会	715-0019	井原市井原町110	井原市総合福祉センター内	0866-62-1484
7	総社市	総社市社会福祉協議会	719-1131	総社市中央1-1-3	総社市総合福祉センター内	0866-92-8555
8	高梁市	高梁市社会福祉協議会	716-0029	高梁市向町21-3	高梁総合福祉センター内	0866-22-7243
9	新見市	新見市社会福祉協議会	718-0016	新見市金谷640-1	新見市地域福祉センター内	0867-72-7306
10	備前市	備前市社会福祉協議会	705-0001	備前市伊部2523-3	備前市地域福祉センター内	0869-64-3033
11	瀬戸内市	瀬戸内市社会福祉協議会	701-4246	瀬戸内市邑久町山田庄862-1	瀬戸内市総合福祉センター内	0869-22-2940
12	赤磐市	赤磐市社会福祉協議会	709-0898	赤磐市下市344	赤磐市社会福祉事務所内	086-955-5500
13	真庭市	真庭市社会福祉協議会	719-3201	真庭市久世2928	久世保健福祉会館1階	0867-42-1005
14	美作市	美作市社会福祉協議会	707-0014	美作市北山390-2	0868-73-0330	
15	浅口市	浅口市社会福祉協議会	719-0243	浅口市鷺方町鷺方73	0865-44-7744	
16	和気町	和気町社会福祉協議会	709-0495	和気郡和気町尺所5555	和気町総合福祉センター内	0869-93-2002
17	早島町	早島町社会福祉協議会	701-0303	都窪郡早島町前瀬249-1	地域福祉センター「オアシス早島」内	086-482-3000
18	里庄町	里庄町社会福祉協議会	719-0301	浅口郡里庄町大字里見1107-2	老人福祉センター内	0865-64-7218
19	矢掛町	矢掛町社会福祉協議会	714-1201	小田郡矢掛町矢掛3016-1	農村環境改善センター内	0866-82-0848
20	新庄村	新庄村社会福祉協議会	717-0201	真庭郡新庄村1998-1	ふれあいセンター内	0867-56-2001
21	鏡野町	鏡野町社会福祉協議会	708-0333	苦田郡鏡野町「古」1439-1	鏡野町福祉センター内	0868-54-1243
22	勝央町	勝央町社会福祉協議会	709-4334	勝田郡勝央町平242-1	勝央町総合保健福祉センター内	0868-38-2160
23	奈義町	奈義町社会福祉協議会	708-1323	勝田郡奈義町豊沢327-1	保健相談センター内	0868-36-6363
24	西粟倉村	西粟倉村社会福祉協議会	707-0503	英田郡西粟倉村大字影石95-1	西粟倉村高齢者生活福祉センター内	0868-79-2561
25	久米南町	久米南町社会福祉協議会	709-3614	久米郡久米南町下弓削1515-1	保健・福祉センター内	086-728-2000
26	美咲町	美咲町社会福祉協議会	709-3717	久米郡美咲町原田3108-10	美咲町中央ふれあいセンター内	0868-66-2940
27	吉備中央町	吉備中央町社会福祉協議会	716-1122	加賀郡吉備中央町竹莊541	デイサービスセンターしらさぎ内	0866-54-1818

記入例（総合支援資金特例貸付 再貸付）

記入例になりますので、参考にしていただき、ご自身の状況について記入ください

(様式1)

総合支援資金特例貸付(再貸付)申込書

受 付 日 付 日	記入不要（社協記入欄）		付 日 付 日
フリガナ	オカヤマ タロウ	電話番号（固定）	***-***-***
氏名	岡山 太郎	携帯電話番号	***-***-***
フリガナ	オカヤマシキタクミナミガタ *-* -*		
住所	〒 700-0807 岡山市北区南方 *-* -*		
現在の 貸付状況	総合支援資金特例貸付（初回）の借入 <u>5月～7月</u> 借入期間： <u>3か月</u> 総合支援資金特例貸付（延長貸付）の借入 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <u>8月～10月</u> 借入期間： <u>3か月</u> / 口無		

太枠内の各
項目につい
て、ご記入
ください。

岡山県社会福祉協議会会長 殿

私は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっており、そのため緊急小口資金特例貸付及び総合支援資金特例貸付の再貸付を、下記事項について確認し、同意した上で、申し込みます。

- 私及び私の世帯は、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の借入が終了しています。
- 貸付け後は、早期自立に努めます。
- 私は現在、生活保護を受給していません。
- 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
- 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
- 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。
- 私は、貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計相談支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
- 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めるに同意します。
〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕
- 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

同意事項は、
必ずご確認
ください。

令和 3 年 2 月 22 日 借入申込書 岡山 太郎

日付・署名をお願いします。

コピーしたものでなく、原本を提出してください。

記入例（総合支援資金特例貸付 再貸付）

記入例になりますので、参考にしていただき、ご自身の状況について記入ください

（様式2）

借用書（再貸付）

【借款月額、借款期間をもとに、借用金額（借款総額）を記入ください。】

借款金額
(借款総額) 60 万円

※借用金額は、借款月額
じた額（借款総額）に

3か月以内となります。

借款月額 20 万円 借入期間 3 か月

※岡山県社協記入欄 令和 記入不要（県社協記入欄）

单身世帯：15万円以内
複数人世帯：20万円以内

して上記金額を借用いたしました。
付時に署名した重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会
相違なく償還いたします。

令和 記入不要（県社協記入欄）

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会会长 殿
(借受人)

住所 岡山市北区南方*-*-*
氏名（自署） 岡山 太郎
生年月日 大正
昭和
平成 47年 10月 5日生

記入・自署してください。

【借款要項】

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。
2 貸付金の償還	据置期間 12 か月（最大 12 か月） 償還期間 120 か月（最大 120 か月） 償還方法 <input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、 経過後の残元金に対し、年利 3.0% の延滞利子を徴収します。

据置期間は
最大 12 か月、
償還期間は
最大 120 か月。

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④線上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

記入不要（県社協記入欄）

コピーしたものでなく、原本を提出してください。

記入例（総合支援資金特例貸付 再貸付）

記入例になりますので、参考にしていただき、ご自身の状況について記入ください

借受人⇒市町村社会福祉協議会⇒自立相談支援機関		(様式3)		
総合支援資金特例貸付 再貸付にかかる状況確認シート				
記入日	令和 3 年 2 月 22 日	フリガナ 氏名 オカヤマ タロウ 岡山 太郎		
生年 月日	□ 大正 47 年 10 月 5 日 □ 昭和 48 年 □ 平成 48 歳			
住所	岡山市北区南方*-*-*-*			
電話	自宅 *-*-*-*-*-*-*-*	携帯 *-*-*-*-*-*-*-*		
E-mail	※E-mailがない場合は記入不要。			
現在の 貸付状況	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急小口資金特例貸付 (有り) <input checked="" type="checkbox"/> 総合支援資金特例貸付 (有り) <input type="checkbox"/> 総合支援資金特例貸付<延長> (有り)			
	■借受金額範囲 緊急小口資金 20万 円 総合支援資金 120万 円			
■前回の申請時以降の変化の有無				
同居者の 状況	<input type="checkbox"/> 変化あり <input checked="" type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 無回答	<input type="checkbox"/> 住まいの 状況 <input checked="" type="checkbox"/> 変化なし	<input type="checkbox"/> 変化あり <input checked="" type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 無回答	<input type="checkbox"/> 子どもの 状況 <input checked="" type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 無回答
具体的な 内容	※同居者、住まい、子どもの状況に変化がある場合はご記入ください。			
現在の健 康状態	<input checked="" type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 良くない/通院している <input type="checkbox"/> 良くないが通院していない			
収入減少 前の状況	月額所得 (月額 約 30万 円)	減収の 理由	コロナの影響で店を当面休業としたため	
現在の収 入の状況	※申請月(2 月)の見込 月額所得 (月額 約 0 円)	滞納	<input type="checkbox"/> 滞納あり <input checked="" type="checkbox"/> 滞納なし	
		生活福祉資金の 借入以外の債務	<input type="checkbox"/> 債務あり <input checked="" type="checkbox"/> 債務なし	
就労 状況	■前回申請時以降の変化の有無 <input type="checkbox"/> 変化あり <input checked="" type="checkbox"/> 変化なし		現在の 職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input checked="" type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 専業主婦 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他 業種名、職種名()
	■現在の状況 <input type="checkbox"/> 就労している(自営業、個人事業主含む) <input checked="" type="checkbox"/> 就労しているが、休業中 <input type="checkbox"/> 就労しているが、転職先を探したい もしくは探している <input type="checkbox"/> 今後、就労予定(就労先決定済み) <input type="checkbox"/> 仕事を探したい/探している(現在無職) <input type="checkbox"/> (仕事は探していない)		雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正規職員(正社員) <input type="checkbox"/> 非正規(パート・アルバイト)職員 <input type="checkbox"/> 非正規非常勤職 <input type="checkbox"/> その他()
			貸付終了後の 収入の見通し	<input type="checkbox"/> 収入の予定あり 具体的内容 <input checked="" type="checkbox"/> 収入の予定なし
自立相談 支援機関 に相談した いこと	<input type="checkbox"/> 生活保護のこと <input type="checkbox"/> 病気や健康、障害のこと <input type="checkbox"/> 家賃やローンの支払いのこと <input type="checkbox"/> 仕事探し、就職について <input type="checkbox"/> 家族との関係について <input type="checkbox"/> ひきこもり・不登校 <input type="checkbox"/> その他()			
具体的な 内容	※上記の☑した具体的な内容をご記入ください。			
各自立相談支援機関が規程する「個人情報保護に関する管理・取扱規程」に基づいて、相談支援の検討、実施等にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意の上、自立相談支援機関の利用を申し込みます。				
年 月 日 本人署名				
<input type="checkbox"/> 支援決定・継続 ⇒ 社会福祉協議会への連絡 ハロー				
記入不要 (自立相談支援機関の記入欄)				
内容を確認し、 日付、署名を必ずお願いします。				

コピーしたものではなく、原本を提出してください。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、
生活資金でお悩みの皆さまへ 【ご案内】 福祉のお仕事 相談窓口

転職＆就職をお考えの方 福祉のお仕事はじめませんか？



設置・実施主体（社福）岡山県社会福祉協議会

岡山県福祉人材センター
☎ 086 (226) 3507

**福祉現場が未経験、無資格の方、
短時間の方でも大歓迎です。**



福祉のお仕事で働きたい方と福祉分野の求人を行う事業所とのマッチングをお手伝いします。

また、福祉のお仕事に関する様々な情報を提供するホームページ「福祉のお仕事」には、最新の求人情報、福祉の資格取得方法など、掲載しています。



**お気軽に
ご相談ください！**



QRコードは
←こちら

**求人情報は、ホームページ「福祉のお仕事」や
岡山県福祉人材センター窓口でご覧いただけます。**



求職登録を希望される方へ

- 人材センターで紹介・あっせんを受けるには、求職登録が必要です。
- 簡単にお仕事・施設事業所が検索できます。
- あなたの希望する職種や資格に合う仕事を検索することができます。
- 福祉に関するさまざまな情報をいち早くお届けします。

(福祉の求人情報：月1回発行、最新情報を随時メール配信)



お問合せ先



社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会（岡山県福祉人材センター）

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ1階

TEL 086 (226) 3507

Eメール jinzaicenter@fukushiokayama.or.jp QRコードはこちら→





【1】施設見学・面接日の調整、紹介状の発行

面接希望の求人施設があった場合、求職登録者と面接希望の施設の双方の予定をお伺いし、福祉人材センターが面接日の日程調整を行います。また、紹介状を発行します。

【2】無料個別相談会（面接対策技術など）

福祉・介護職の働きがいを支えるために、民間企業や福祉施設での相談経験をもつ人材定着支援アドバイザー（社会保険労務士）が丁寧にお答えします。事前予約をお願いします。

《開催日：毎月 第2・4木曜日 13時～16時》

【3】福祉の就職フェア、各種イベントの開催

毎年、夏、冬に開催しています「福祉の就職総合フェア」では参加法人に仕事の内容や、法人の理念など直接お話をすることができます。（参加費無料）

令和2年度は、コロナ禍の中、特設サイトを開設しオンラインで各法人紹介を行い、オンライン面談等を行っています。

次回は令和3年2月「冬の就職フェア」を開催します！



【4】その他 情報提供

資格や仕事内容についてまとめたガイドブックを発行しています
ご希望の方は窓口でお申し出ください。



「岡山県福祉人材センター」は、社会福祉法に基づき岡山県知事の指定を受けて、岡山県社会福祉協議会が運営しています。また、職業安定法に基づき厚生労働大臣の許可を得て無料職業紹介事業を行っています。

【無料職業紹介事業許可番号33-ム-010004】



■お問い合わせ先■ (平日8:30～17:00) ※土日祝、年末年始は休館



社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会（岡山県福祉人材センター）

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ1階

TEL 086(226)3507

Eメール jinzaicenter@fukushiokayama.or.jp

URL <http://www.fukushiokayama.or.jp>



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さんへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

お住まいの市町村では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。

おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。



ご相談は、裏面に記載の自立相談支援機関まで。

住居確保給付金のご案内

(R3.1.1~)

住居確保給付金は、離職等により、住居を失った、または失うおそれがある方を対象に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

令和2年4月20日から対象拡大 ※下線部が対象拡大部分

**離職・廃業から2年以内 または 休業等により収入が減少し、
離職等と同程度の状況にある方**



仕事がない・減った
家賃が払えない…



住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

○住居確保給付金の支給家賃額

(単位:万円)

		岡山市	倉敷市	玉野市	その他市町村
支給家賃額 ／月 (上限額)	単身世帯	～3.7	～3.5	～3.48	～3.1
	2人世帯	～4.4	～4.2	～4.2	～3.7
	3人世帯	～4.8	～4.6	～4.5	～4.0

※支給期間は原則3ヶ月間(一定の条件により、3回(最長9か月)の延長が可能)

※世帯月収や実際の家賃額により支給家賃額は変動します。

○主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄				
次の①又は②に該当し、住居を失った又は失うおそれがありますか? ① 離職・廃業をした日から2年以内 ② やむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少	<input type="checkbox"/>				
世帯月収は収入基準額(※)以内、かつ、世帯全体の預貯金等は資産基準額(※)以内ですか? (単位:万円)	<input type="checkbox"/>				
(※) 基準額の目安	岡山市	倉敷市	玉野市	その他市町村	
収入基準額(月額)	単身世帯 12.1 2人世帯 17.4 3人世帯 22.0	11.9 17.2 21.8	11.58 16.5 20.2	10.9 15.2 18.0	<input type="checkbox"/>
資産基準額	単身世帯 50.4 2人世帯 78.0 3人世帯 100.0	50.4 78.0 100.0	48.6 73.8 94.2	46.8 69.0 84.0	<input type="checkbox"/>
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか?	<input type="checkbox"/>				
上記①の場合、常用就職を目指す求職活動を行うことができますか? 上記②の場合、現在、働くことができる状態ですか?	<input type="checkbox"/>				
職業訓練受講給付金を受給していないですか?	<input type="checkbox"/>				
暴力団員ではないですか?	<input type="checkbox"/>				

<すべての項目にチェック✓が付いた方>

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性があるため、裏面の相談窓口に電話にてご相談ください。

岡山県 自立相談支援機関 相談窓口一覧

自治体名	事業実施者（※1）	窓口名	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス
岡山市	社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会	岡山市寄り添いサポートセンター	岡山市北区鹿田町1丁目1番1号	0800-200-8730	086-222-8621	yoriiso8730@mxtk1.ne.jp
倉敷市	社会福祉法人 めやす箱	倉敷市生活自立相談支援センター	倉敷市阿知1丁目7番2-804-2号 くらしきシティプラザビル8階	086-427-1288	086-427-1244	kurasaki_jiritu@mbr.sphere.ne.jp
津山市		津山市自立相談支援センター	津山市山北520	0868-32-2133	0868-32-2153	
玉野市		玉野市生活支援相談窓口	玉野市宇野1丁目27番1号	08663-32-5555	0863-31-9179	fukushi@city.tamano.lg.jp
笠岡市		笠岡市生活総合支援センター	笠岡市笠岡186-1	0865-69-2015	0865-69-2182	
井原市		井原市 福祉課生活福祉係	井原市井原町311番地1	08666-62-9526	0866-92-8242	
総社市	社会福祉法人 総社市社会福祉協議会	総社市生活困窮支援センター	総社市中央1丁目1番33号	08666-92-8374	0866-92-8284	shien@sojasyaky0.or.jp
高梁市	社会福祉法人 高梁市社会福祉協議会	高梁市生活あんしんサポートセンター	高梁市向町21番地3	08666-22-9111	0866-22-0345	
新見市	社会福祉法人 新見市社会福祉協議会	新見市生活相談支援センター	新見市金谷640-1	08667-88-6588	0867-71-2088	
備前市		備前市福祉事務所	備前市東片上126	08669-04-1826	0866-22-0347	
瀬戸内市	社会福祉法人 濑戸内市社会福祉協議会	瀬戸内市生活相談センター	瀬戸内市邑久町山田庄862-1	08669-24-7714	0869-22-1850	life@setoushi-syaky0.or.jp
赤磐市	社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会	赤磐市くらし・しごと応援センター あすてらす	赤磐市下石344	086-955-0552		
真庭市		真庭市 健康福祉部福祉課	真庭市久世2927-2	0867-42-1581	0867-42-1369	
美作市	社会福祉法人 美作市社会福祉協議会	美作市総合相談センター	美作市北山390-2	0868-73-0330	0868-72-7702	
浅口市		浅口市福祉事務所	浅口市鴨方町鴨方2244-26	0865-44-7007	0865-44-7110	
西粟倉村		西粟倉村福祉事務所	英田郡西粟倉村影石95-3	0868-79-7100	0868-79-7101	
美咲町	社会福祉法人 美咲町社会福祉協議会	美咲町 自立相談支援窓口	久米郡美咲町原田2150番地 美咲町中央保健センター内	0868-66-0970	0868-66-7133	m-syaky0-kenri@cyerry.net
新庄村		新庄村 住民福祉課	真庭郡新庄村2008-1	0867-56-2646	0867-56-7044	
自治体名	お住いの町	窓口名	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス
岡山県	和気町、吉備中央町 早島町、里庄町、矢掛町 鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町	備前県民政局福祉振興課 備中県民政局福祉振興課 美作県民政局福祉振興課	岡山市中区古町1-1-17 倉敷市羽島1083 津山市椿高下114	086-272-3967 086-434-7055 0868-23-1293	086-272-2661 086-425-1941 0868-23-6129	